

生徒心得

校訓「自啓自発」（自ら学び、自ら鍛え、すすんで自己を高めよう）のもと、基本的な生活習慣と規範意識を確立し、社会の一員として地域社会に貢献できる生徒、心身ともに健やかで、社会や学校のルールを守ることができる生徒の育成を目指し、以下のように生徒心得を定める。

1 登下校について

通学には、制服を着用し、生徒手帳を常に携帯する。交通安全には特に注意する。

- (1) 登下校時、タクシーや自家用車を利用することは禁止する。特別の事情がある場合は担任に申し出る。
- (2) 在学中、自動二輪車、原動機付自転車などによる登下校は厳禁とする。なお、自動車、原付自転車、自動二輪車などについて「乗らない、乗せてもらわない、運転免許証を取らない、車を買わない」の「四ない運動」を実践する。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、自転車通学願を提出し、学校の許可を受ける。許可の条件は次のとおりとする。
 - ア 特殊な改造をした自転車は使用しない。
 - イ 防犯登録をする。
 - ウ 常に自転車の点検（特にブレーキ、灯火、施錠等）を心がける。施錠はツーロックが好ましい。
 - エ 雨天時は、カッパを使用し、傘さし運転は絶対にしない。
 - オ 学校指定のステッカーを貼付する。
 - カ 各自自転車傷害保険に必ず加入する。

2 校外生活

- (1) 外出
 - ア 風紀上好ましくない場所、不健全な場所へ入らない。
 - イ 他校生、その他一般社会人との交友の際には、特に節度を守る。
- (2) 旅行
 - ア 適切な指導者のいない登山・キャンプ・スキーなどには参加しない。
 - イ 学生割引証を必要とする場合は、生徒指導部から学割交付願を受け取り、旅行届とともに生徒指導部に提出する。
 - ウ 海外旅行を計画する場合は、別途届を提出する。
- (3) その他
 - ア アルバイトは禁止する。
やむを得ない理由で必要な場合は、保護者から担任・生徒指導部を通じて校長の許可を受ける。

3 生活態度

高校生として、一人の人間として、守るべきことをしっかり理解し、実践することは、明るい環境づくりに欠かせないことである。

- (1) 先生、来客、生徒相互に挨拶を励行する。
- (2) 言葉遣いに留意し、高校生としての品位を保つよう心がける。
- (3) 持ち物については、記名する。
- (4) 校内をよごさないようにすることはいうまでもなく、すすんで清掃美化に励む。
- (5) 公共物を大事にする。万一あやまって破損した場合には、直ちに担任及び生徒指導部に申し出る。
- (6) 校内外での印刷物の掲示・配布・集会などについては、事前の許可を必要とする。
- (7) 飲酒、喫煙、暴力行為など、法に触れることは厳禁とする。
- (8) 金銭の無断徴集、金品の授受・貸借はしない。
- (9) 学校生活、学習活動に不必要・不適切な物品は持参しない。

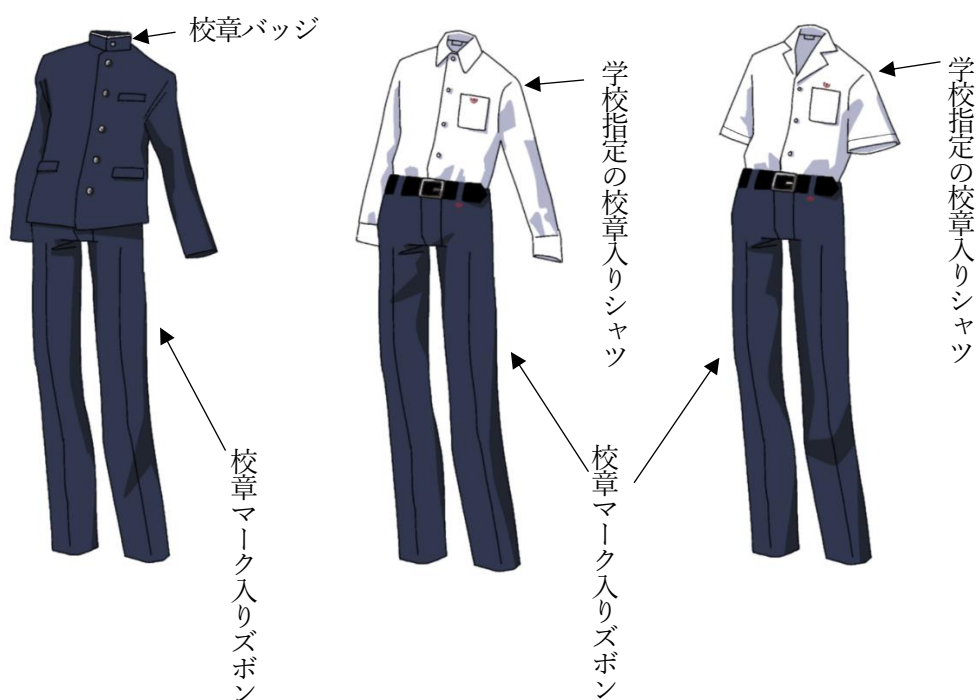
服装規定

服装を正すことは、集団生活を営む基本であり、望ましい人格形成への出発点である。質素、端正、清潔を旨とし、いたずらに流行を追い求め、華美に走ることがないように心がける。

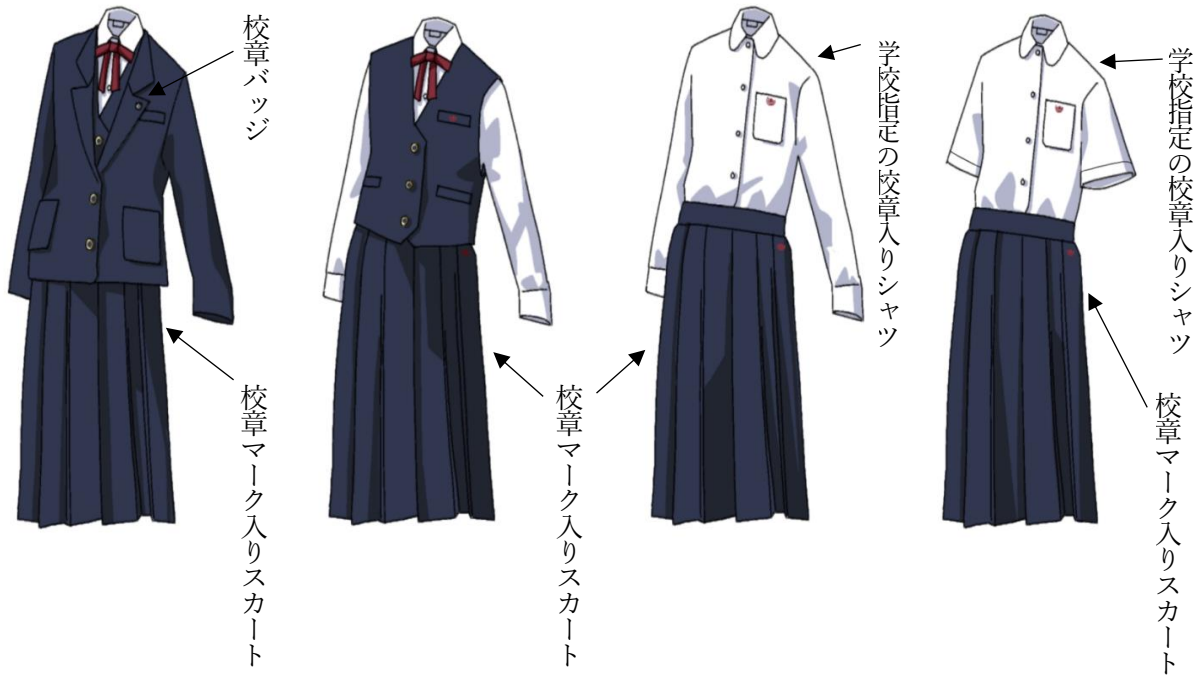
本校生徒である立場を自覚し、高校生としての品位を保つとともに、格調の高い雰囲気を作り出そう。

1 服装

(1) I型



(2) II型



(3) III型



2 防寒着、防寒具の着用について

防寒着・防寒具を着用する場合には、学校の規定を守ること。

(1) 防寒着について

華美でない無地のもの。

(2) 防寒具について

防寒具（マフラーなど）の着用も必要に応じて認めるが、原則として華美でないものとする。

(3) 補助的な防寒着について

防寒の補助的なものとしてカーディガン・セーターも上着の下に着ることを認める。色は、※華美でない無地のもの。ただし、Ⅱ型、Ⅲ型についてはベストを着用しないで補助的な防寒着を使用することは認めない。

(4) (1) (2) については登下校時のみ、着用可とする。

3 その他

(1) 靴は黒・茶の短皮靴または運動靴とする。雨天時の際は、雨靴でもよい。

(2) 靴下は、華美な色や柄ものを避ける。ストッキングについては、肌色又は黒で無地とする。

(3) 校舎内の上履きは、指定のスリッパとする。（色は学年色）体育館内においては、指定の運動靴を使用する。

(4) 体育時の服装は、学校指定のトレーニング用服装とする。（色は学年色）

(5) ベルトは飾りのない簡素なものとし、色は※華美でないものとする。

(6) 頭髪

高校生としてふさわしい清潔な髪型とする。染色・脱色をはじめカール・パーマ及び整髪剤などを使った特殊技巧はしない。

(7) 装飾品について

ピアス、ネックレス、指輪など高校生としてふさわしくないものは身につけない。また、化粧やマニキュアなどはしない。

(8) 雨天の場合、自転車を利用する者は、ドライバーの注意をひくカッパを利用し、傘は使用しない。

(9) やむを得ない理由があって異装する場合、生徒手帳の「異装許可願」により担任および生徒指導部の許可を受ける。

※なお、華美でないとは、黒色・紺色・灰色・茶色などとする。

規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校評議委員会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校評議委員会などでの議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。